

名古屋市駐車場条例等の解説
(増築編)

令和元年 7 月 名古屋市

目 次

1	目的	1
2	用語の定義	1
3	附置義務駐車場の台数の考え方	1
4	昭和 34 年 10 月 1 日から昭和 38 年 10 月 2 日までに 着工した建築物の附置義務駐車場の台数	3
5	昭和 38 年 10 月 3 日から平成 4 年 9 月 30 日までに 着工した建築物の附置義務駐車場の台数	6
6	平成 4 年 10 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までに 着工した建築物の附置義務駐車場の台数	10
7	平成 17 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに 着工した建築物の附置義務駐車場の台数	17
8	算定例	25

この冊子の内容についての問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課企画調査係
市役所西庁舎4階
TEL (052) 972-2774

1 目的

この解説(増築編)は、建築物の増築又は用途の変更の場合における名古屋市駐車場条例(昭和34年名古屋市条例第9号)の取扱いについて、「名古屋市駐車場条例等の解説」よりも詳細に解説したものです。

2 用語の定義

「名古屋市駐車場条例等の解説」と同様の取扱いとします。

3 附置義務駐車場の台数の考え方

(1) 附置義務駐車場

条例(建築物の増築又は用途の変更の場合の駐車施設の附置)
第3条の2 建築物を増築しようとする者又は建築物の部分の用途の変更で、当該用途の変更により特定部分の床面積が増加することとなるもののために大規模の修繕又は大規模の模様替(基準法第2条第14号又は第15号に規定するものをいう。)をしようとする者は、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において前条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数から、当該増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた台数以上の規模を有する駐車施設を、当該増築又は用途の変更に係る建築物又は当該建築物の敷地内に新たに附置しなければならない。ただし、当該増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合において同条の規定により附置しなければならない台数以上の規模を有する駐車施設を既に附置しているときは、この限りでない。

増築(特定部分の床面積の増加の如何に関わらず対象)又は用途の変更(特定部分の床面積が増加する場合のみ対象)を行う場合は、増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数を算定し、その台数から増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数を差し減じた台数を、新たに附置義務駐車場として附置しなければなりません。

- ・当時の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数：A
- ・現在の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数：B
- ・現在の基準で増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数：C

- ・新たに附置しなければならない台数：C - B
- ・増築又は用途の変更後の台数：A + (C - B)

ただし、 $A \geq C$ 又は $A + (C - B) \geq C$ の場合は、C台附置していればよいものとします。

なお、新築時に当時の基準で算定した台数以上の駐車施設を附置している場合は、駐車施設の構造等を確認のうえ、上記の新たに附置しなければならない台数から当時の基準で算定した台数を超える台数を差し減じた台数を、新たに附置しなければならない台数として取扱います。

また、条例改正により、必要な附置義務台数が減る場合もあります。

(2) 荷さばき駐車場

条例（建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置）

第3条の4 第3条の2の規定は、建築物の増築又は用途の変更の場合の荷さばきのための駐車施設の附置について準用する。この場合において、同条中「前条」とあるのは「次条」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により新たに附置しなければならない荷さばきのための駐車施設の台数は、第3条の2の規定により新たに附置しなければならない駐車施設の台数に含めることができる。

荷さばき駐車場についても、同様の考え方で算定します。

- ・ 当時の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数：A
- ・ 現在の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数：B
- ・ 現在の基準で増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数：C
- ・ 新たに附置しなければならない台数：C - B
- ・ 増築又は用途の変更後の台数：A + (C - B)

ただし、 $A \geq C$ 又は $A + (C - B) \geq C$ の場合は、C台附置していればいいものとします。

なお、新築時に当時の基準で算定した台数以上の駐車施設を附置している場合は、駐車施設の構造等を確認のうえ、上記の新たに附置しなければならない台数から当時の基準で算定した台数を超える台数を差し減じた台数を、新たに附置しなければならない台数として取扱います。

また、条例改正により、必要な附置義務台数が減る場合もあります。

このように、建築物の増築又は用途の変更の場合の附置義務駐車場の台数を算定するためには、当時の附置義務駐車場の算定基準により、附置義務駐車場の台数を算定する必要があります。従って、昭和34年10月1日から昭和38年10月2日までの基準、昭和38年10月3日から平成4年9月30日までの基準、平成4年10月1日から平成17年3月31日までの基準、平成17年4月1日から平成29年3月31日までの基準を次に示します。

4 昭和34年10月1日から昭和38年10月2日までに着工した建築物の附置義務駐車場の台数

(1) 附置義務駐車場の台数の考え方

ア 条例適用の要件

(ア) 敷地要件

敷地が、当時の駐車場整備地区又は周辺地区内であれば附置義務駐車場の設置が必要でした。

(イ) 建物要件

a 当時、駐車場整備地区又は周辺地区の区域の変更が実施されることにより、敷地が新たにそれらの区域の指定を受けた場合で、指定された日から3月以内に当時工事に着手した建築物以外であれば、附置義務駐車場の設置が必要でした。

b 当時、下記用途の床面積の合計が3,000㎡を超える建築物であれば、附置義務駐車場の設置が必要でした。

用 途		床 面 積
I	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、キャバレー、舞踏場、遊技場、ホテル、旅館、料理店、放送事業	㎡①
II	事務所、店舗、新聞事業	㎡②
合 計		㎡③

上記の合計が3,000㎡を超えている場合は、附置義務駐車場を設置する必要がありましたので、附置義務駐車場の台数の算定を行う必要があります。

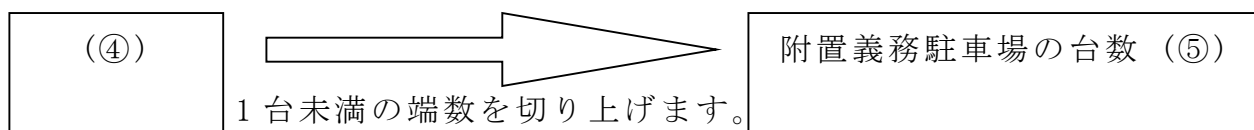
イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

用途ごとに床面積を原単位で割ります。

用 途	附置義務駐車場の台数(台)
I の用途のみの場合	$(\text{m}^2 \text{①} - 3,000) \div 400 \text{m}^2/\text{台} = \text{④}$
II の用途のみの場合	$(\text{m}^2 \text{②} - 3,000) \div 500 \text{m}^2/\text{台} = \text{④}$
I と II の用途が複合している場合	$(\text{①} \times 5/4 + \text{②} - 3,000) \div 500 \text{m}^2/\text{台} = \text{④}$

(イ) 小数点以下の切上げ



ウ 荷さばき駐車場の台数の算定
当時の基準にはないので考慮しません。

エ 車椅子用駐車場の台数の算定
当時の基準にはないので考慮しません。

オ 一般車用駐車場の台数の算定
一般車用駐車場の台数は、附置義務駐車場の台数となります。

附置義務駐車場の台数 (5)	=	一般車用駐車場の台数 (6)
----------------	---	----------------

カ 台数
上記の結果から、台数は次のようになります。

種 別	駐車施設の規模	台 数 (台)
一般車用駐車場(6)	18 m^2 以上	

(2) 附置義務駐車場台数算定書の提出

駐車場調書を提出するときは、附置義務駐車場台数算定書(様式第1号)に附置義務駐車場の台数の算定根拠を記載して、駐車場調書に添付してください。

(様式第1号)

附置義務駐車場台数算定書
(昭和34年10月1日から昭和38年10月2日までに着工した建築物)

ア 条例適用の要件 (㎡)

	用 途	床 面 積
I	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、キャバレー、舞踏場、遊技場、ホテル、旅館、料理店、放送事業	①
II	事務所、店舗、新聞事業	②
合 計		③

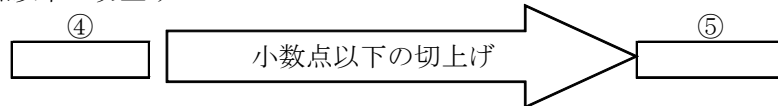
③が3,000㎡以下であれば、附置義務駐車場は必要ありません。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定 (台)

用 途	附置義務駐車場の台数
I の用途のみの場合	$(① - 3,000) \div 400 =$ ④
II の用途のみの場合	$(② - 3,000) \div 500 =$ ④
I と II の用途が複合している場合	$(① \times 5/4 + ② - 3,000) \div 500 =$ ④

(イ) 小数点以下の切上げ



ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

エ 車いす用駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

オ 一般車用駐車場の台数の算定

⑤
=
⑥

カ 台数

種 別	駐車施設の規模	台 数 (台)
一般車用駐車場(⑥)	18㎡以上	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

5 昭和38年10月3日から平成4年9月30日までに着工した建築物の附置義務駐車場の台数

(1) 附置義務駐車場の台数の考え方

ア 条例適用の要件

(ア) 敷地要件

敷地が、当時の駐車場整備地区若しくは商業地域又は周辺地区内であれば附置義務駐車場の設置が必要でした。なお、昭和46年1月1日から近隣商業地域が追加されました。

(イ) 建物要件

a 当時、駐車場整備地区又は商業地域、近隣商業地域若しくは周辺地区の区域の変更が実施されることにより、敷地が新たにそれらの区域の指定を受けた場合で、指定された日から6月以内に当時工事に着手した建築物以外であれば、附置義務駐車場の設置が必要でした。

b 当時、次に示す地域、地区内においてそれぞれの建築物の規模を超える建築物であれば、附置義務駐車場の設置が必要でした。

用 途	床 面 積
義務教育の学校を除く全ての部分	m ² ①
特定部分 (事務所、店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、キャバレー、舞踏場、遊技場、ホテル、旅館、料理店、放送用スタジオ、待合、カフェー、ナイトクラブ、バー、体育館、病院、卸売市場、倉庫、工場) ※昭和46年10月16日よりボーリング場追加	m ² ②

地域・地区	建築物の規模
駐車場整備地区又は商業地域 (若しくは近隣商業地域)	義務教育の学校の用途に供するもの以外の全ての用途の合計が、3,000m ² を超える建築物
	特定部分の合計が、2,000m ² を超える建築物
周辺地区	特定部分の合計が、3,000m ² を超える建築物

上記のいずれの事項にも該当していた場合は、附置義務駐車場を設置する必要がありましたので、附置義務駐車場の台数の算定を行う必要があります。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

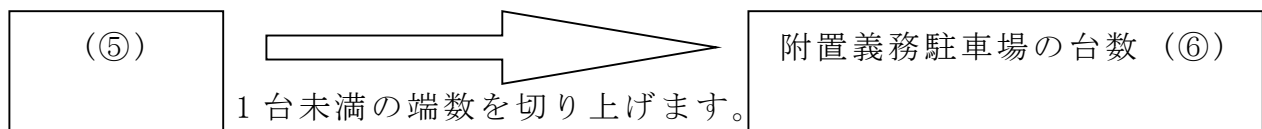
(ア) 原単位による算定

用途ごとに床面積を原単位で割ります。

地域・地区	用途	附置義務駐車場の台数(台)
駐車場整備 地区又は商 業地域(若 しくは近隣 商業地域)	義務教育の学校を除く 全ての部分	$(\text{m}^2 \textcircled{1} - 3,000) \div 300 \text{m}^2/\text{台} = \textcircled{3}$
	特定部分	$(\text{m}^2 \textcircled{2} - 2,000) \div 300 \text{m}^2/\text{台} = \textcircled{4}$
③と④の多い方		⑤

地域・地区	用途	附置義務駐車場の台数(台)
周辺地区	特定部分	$(\text{m}^2 \textcircled{2} - 3,000) \div 300 \text{m}^2/\text{台} = \textcircled{5}$

(イ) 小数点以下の切上げ



ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

エ 車椅子用駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

オ 一般車用駐車場の台数の算定

一般車用駐車場の台数は、附置義務駐車場の台数となります。

附置義務駐車場の台数 (6)	=	一般車用駐車場の台数 (7)
----------------	---	----------------

カ 台数

上記の結果から、台数は次のようになります。

種別	駐車施設の規模(m)	台数(台)
一般車用駐車場(7)	幅2.5、奥行き6	

(2) 附置義務駐車場台数算定書の提出

駐車場調書を提出するときは、附置義務駐車場台数算定書(様式第2号)に附置義務駐車場の台数の算定根拠を記載して、駐車場調書に添付してください。

(様式第2号)

附置義務駐車場台数算定書
(昭和38年10月3日から平成4年9月30日までに着工した建築物)

ア 条例適用の要件 (㎡)

用 途	床 面 積
義務教育の学校を除く全ての部分	0.00 ①
特定部分 (事務所、店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、 公会堂、集会場、展示場、百貨店、キャバレー、舞 踏場、遊技場、ホテル、旅館、料理店、放送用スタ ジオ、待合、カフェー、ナイトクラブ、バー、体育 館、病院、卸売市場、倉庫、工場) ※昭和46年10月16日よりポーリング場追加	0.00 ②

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定 (台)

地域・地区	用 途	附置義務駐車場の台数
駐車場整備地区及び商 業地域(若しくは近隣 商業地域)	義務教育の学校を除く 全ての部分	$(①-3,000) \div 300 =$ ③
	特定部分	$(②-2,000) \div 300 =$ ④
③と④の多い方	—	⑤

(台)

地域・地区	用 途	附置義務駐車場の台数
周辺地区	特定部分	$(②-3,000) \div 300 =$ ⑤

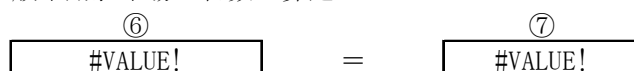
(イ) 小数点以下の切上げ



ウ 荷さばき駐車場の台数の算定
当時の基準にはないので考慮しません。

エ 車いす用駐車場の台数の算定
当時の基準にはないので考慮しません。

オ 一般車用駐車場の台数の算定



カ 台数

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数 (台)
一般車用駐車場(⑦)	幅2.5、奥行き6	#VALUE!

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4とする。

6 平成4年10月1日から平成17年3月31日までに着工した建築物の附置義務駐車場の台数

(1) 附置義務駐車場の台数の考え方

ア 条例適用の要件

(ア) 敷地要件

敷地が、当時の駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内であれば附置義務駐車場の設置が必要でした。

(イ) 建物要件

a 建築物が、当時、基準法第85条の規定に基づく仮設建築物以外であれば附置義務駐車場の設置が必要でした。

b 当時、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地の区域の変更が実施されることにより、敷地が新たにそれらの区域の指定を受けた場合で、指定された日から6月以内に当時工事に着手した建築物以外であれば、附置義務駐車場の設置が必要でした。

c 当時、特定部分と非特定部分の3/4の合計が、1,500㎡を超える建築物であれば、附置義務駐車場の設置が必要でした。

(a) 用途別の床面積の算定

用 途		床 面 積		
特定部分	事 務 所	㎡	共用部分⑦ を面積按分 した数値と の合計	㎡①
	百貨店その他店舗	㎡		㎡②
	その他の特定用途※	㎡		㎡③
非特定部分	特 殊 機 械 室 等	㎡		㎡④
	義務教育の学校等	㎡		㎡⑤
	その他の非特定用途	㎡		㎡⑥
共用部分		㎡⑦		—
合 計		㎡ ⑧		

※飲食店、料理店、ホテル、旅館、倉庫、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、病院、結婚式場、斎場、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、卸売市場

(b) 特定部分 + 非特定部分 × 3/4 の算定

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{特定部分 (①～③)} \\ \text{m}^2 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{非特定部分 (④～⑥)} \\ \text{m}^2 \end{array}} \times 3/4 = \boxed{\text{m}^2 \text{ ⑨}}$$

⑨が1,500m²を超えていれば、附置義務駐車場は必要でした。

上記のいずれの事項にも該当していた場合は、附置義務駐車場を設置する必要がありましたので、附置義務駐車場の台数の算定を行う必要があります。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 床面積の逓減

事務所の用途に供する部分の床面積が1万m²を超える場合は、床面積に応じて、それぞれ0.7、0.6又は0.5を乗じた床面積を、附置義務駐車場の台数の算定に用いる床面積とみなします。

事務所部分の床面積	算定に用いる事務所部分の床面積
10,000m ² 以下の部分	m ² ① × 1.0 = m ²
10,000m ² を超え 50,000m ² 以下の部分	m ² ① × 0.7 = m ²
50,000m ² を超え100,000m ² 以下の部分	m ² ① × 0.6 = m ²
100,000m ² を超える部分	m ² ① × 0.5 = m ²
合 計	m ² ①'

(イ) 原単位による算定

各用途ごとに床面積を原単位で割り、それらを合計します。

用 途		附置義務駐車場の台数(台)
特定部分	事 務 所	m ² ①' ÷ 200m ² /台 =
	百貨店その他店舗	m ² ② ÷ 200m ² /台 =
	その他の特定用途	m ² ③ ÷ 250m ² /台 =
非特定部分	特殊機械室等	m ² ④ ÷ 600m ² /台 =
	その他の非特定用途	m ² ⑥ ÷ 300m ² /台 =
合 計		⑩

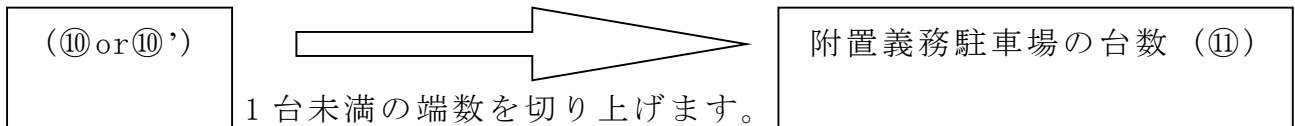
(ウ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合は、上記で求めた台数に緩和率を乗じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{⑧})}{6,000\text{㎡} \times \text{⑨} - 1,500\text{㎡} \times \text{⑧}} = \boxed{\text{⑩}}$$

$$\boxed{\begin{matrix} \text{⑩} \\ \text{台} \end{matrix}} \times \boxed{\text{⑪}} = \boxed{\text{⑩}'}$$

(エ) 小数点以下の切上げ



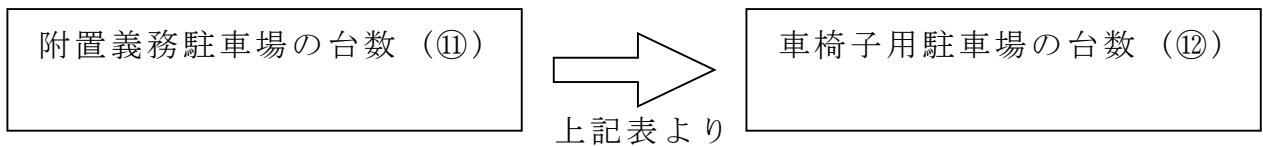
ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

エ 車椅子用駐車場の台数の算定

車椅子用駐車場は、附置義務駐車場の台数により算定します。

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
50台未満	0 台
50台以上	1 台



オ 一般車用駐車場の台数の算定

一般車用駐車場の3割以上の駐車施設の規模は、幅2.5m、奥行き6m、その他の駐車施設の規模は、幅2.3m、奥行き5mとしなければなりません。

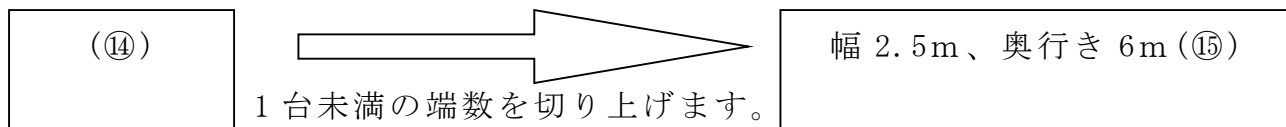
また、一般車用駐車場の台数は、附置義務駐車場の台数から車椅子用駐車場の台数を減じた台数となります。

(ア) 幅2.5m、奥行き6mの規模の駐車施設の台数

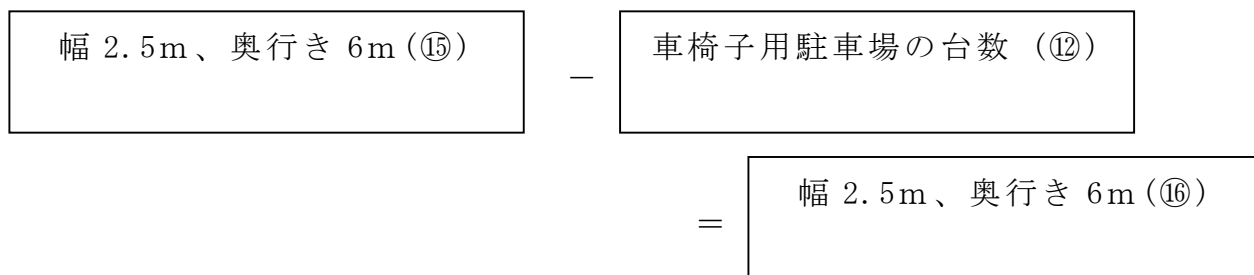
(a) 3割の算定

$$\boxed{\text{一般車用駐車場の台数 (⑩ or ⑩)'}} \times 0.3 = \boxed{\text{幅 2.5m、奥行き 6m (⑭)}}$$

(b) 小数点以下の切上げ

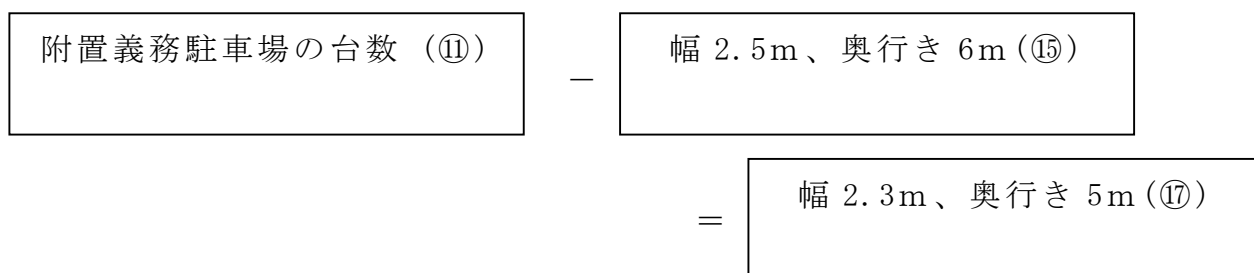


(c) 車椅子用駐車場の除外



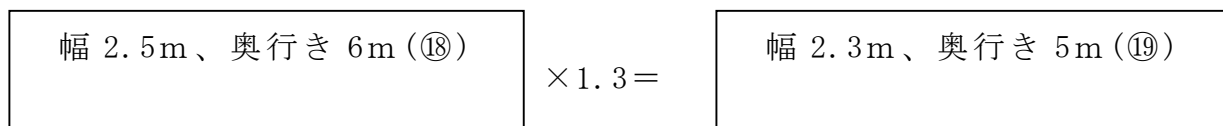
(イ) 幅2.3m、奥行き5mの規模の駐車施設の台数

(a) 幅2.5m、奥行き6mの除外



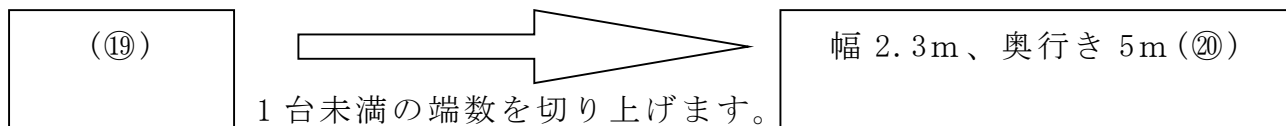
ただし、幅2.5m、奥行き6mの規模の駐車施設が附置できない場合は、幅2.3m、奥行き5mの規模の駐車施設を以下の台数とすれば、一般車用駐車場の全てを幅2.3m、奥行き5mの規模とすることができます。

(b) 割増し



⑱が21台以上の場合は、1.2を乗じます。

(c) 小数点以下の切上げ



(d) 合計

幅 2.3m、奥行き 5m (⑰)	+	幅 2.3m、奥行き 5m (⑳)
=		
幅 2.3m、奥行き 5m (㉑)		

カ 各台数

上記の結果から、各台数は次のようになります。

種 別	駐車施設の規模(m)	台数(台)
一般車用駐車場	幅2.3m、奥行き5m、高さ2.1(⑰or㉑)	
	幅2.5m、奥行き6m、高さ2.1(⑰-⑱)	
車椅子用駐車場(⑫)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	
合 計	—	

(2) 附置義務駐車場台数算定書の提出

駐車場調書を提出するときは、附置義務駐車場台数算定書(様式第3号)に附置義務駐車場の台数の算定根拠を記載して、駐車場調書に添付してください。

(様式第3号)

附置義務駐車場台数算定書
(平成4年10月1日から平成17年3月31日までに着工した建築物)

ア 条例適用の要件 (m²)

用 途		床 面 積	
特定部分	事 務 所	共用部分⑦を面積按分した数値との合計	①
	百貨店その他店舗		②
	その他の特定用途		③
非特定部分	特殊機械室等		④
	義務教育の学校等		⑤
	その他の非特定用途		⑥
共用部分		⑦	-
合 計		⑧	

特定用途(①~③) 非特定用途(④~⑥)
 + × 3/4 = ⑨

⑨が1,500m²以下であれば、附置義務駐車場は必要ありません。

イ 附置義務駐車場の台数の算定
(ア) 床面積の逓減(事務所が1万m²を超える部分) (m²)

事務所部分の床面積	床 面 積
10,000m ² 以下の部分	① × 1.0 =
10,000m ² を超え 50,000m ² 以下の部分	① × 0.7 =
50,000m ² を超え100,000m ² 以下の部分	① × 0.6 =
100,000m ² を超える部分	① × 0.5 =
合 計	①'

(イ) 原単位による算定 (台)

用 途		附置義務駐車場の台数
特定部分	事 務 所	①' ÷ 200 =
	百貨店その他店舗	② ÷ 200 =
	その他の特定用途	③ ÷ 250 =
非特定部分	特殊機械室等	④ ÷ 600 =
	その他の非特定用途	⑥ ÷ 300 =
合 計		⑩

(ウ) 建築物の延べ面積が6,000m²未満の場合

緩和率 = $1 - \frac{1,500 \times (6,000 - \text{⑧})}{6,000 \times \text{⑨} - 1,500 \times \text{⑧}}$ = ⑪

⑩ × ⑪ = ⑩'

(エ) 小数点以下の切上げ



7 平成17年4月1日から平成29年3月31日までに着工した建築物の附置義務駐車場の台数

(1) 附置義務駐車場の台数の考え方

ア 条例適用の要件

(ア) 敷地要件

- a 敷地が、当時の駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内であれば、附置義務駐車場は必要でした。
- b 敷地が、指定地区内の場合は、敷地面積が500㎡以上であれば、附置義務駐車場は必要でした。

(イ) 建物要件

- a 建築物が、当時、基準法第85条の規定に基づく仮設建築物以外であれば、附置義務駐車場は必要でした。
- b 当時、駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地の区域の変更が実施されることにより、敷地が新たにそれらの区域の指定を受けた場合で、指定された日から6月以内に当時工事に着手した建築物以外であれば、附置義務駐車場は必要でした。
- c 当時、特定部分と非特定部分の3/4の合計が、1,500㎡を超える建築物であれば、附置義務駐車場は必要でした。

(a) 用途別の床面積の算定

用 途		床 面 積	
特定部分	事 務 所	㎡	㎡①
	百貨店その他店舗	㎡	㎡②
	ホテル、旅館	㎡	㎡③
	倉 庫	㎡	㎡④
	その他の特定用途	㎡	㎡⑤
非特定部分	学 校 等	㎡	㎡⑥
	特殊機械室等	㎡	㎡⑦
	住宅、共同住宅、義務教育の学校等	㎡	㎡⑧
	その他の非特定用途	㎡	㎡⑨
共用部分		㎡⑩	—
合 計		㎡ ⑪	

※飲食店、料理店、工場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、病院、結婚式場、斎場、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、卸売市場

(b) 特定部分 + 非特定部分 × 3/4 の算定

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{特定部分 (①～⑤)} \\ \text{m}^2 \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{非特定部分 (⑥～⑨)} \\ \text{m}^2 \end{array}} \times 3/4 = \boxed{\text{m}^2 \text{ ⑫}}$$

⑫が1,500m²を超えていれば、附置義務駐車場は必要でした。

上記のいずれの事項にも該当していた場合は、附置義務駐車場を設置する必要がありましたので、附置義務駐車場の台数の算定を行う必要があります。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 床面積の逓減

a 事務所が1万m²を超える部分

事務所の用途に供する部分の床面積が1万m²を超える場合は、床面積に応じて、それぞれ0.7、0.6又は0.5を乗じた床面積を、附置義務駐車場の台数の算定に用いる床面積とみなします。

事務所部分の床面積	算定に用いる事務所部分の床面積
10,000m ² 以下の部分	m ² ① × 1.0 = m ²
10,000m ² を超え 50,000m ² 以下の部分	m ² ① × 0.7 = m ²
50,000m ² を超え100,000m ² 以下の部分	m ² ① × 0.6 = m ²
100,000m ² を超える部分	m ² ① × 0.5 = m ²
合 計	m ² ①'

b 指定地区内の事務所、ホテル、各種学校等

指定地区内の事務所、ホテル、旅館又は学校等の用途に供する部分は、床面積に0.6を乗じた床面積を、附置義務駐車場の台数の算定に用いる各用途に供する部分の床面積とみなします。事務所でaの逓減を受けた場合は、逓減後の床面積に0.6を乗じて得たものを床面積とみなします。

用 途		床 面 積
特定部分	事 務 所	m ² ①' × 0.6 = m ² ①''
	百貨店その他店舗	m ² ② × 1.0 = m ² ②'
	ホテル、旅館	m ² ③ × 0.6 = m ² ③'
	倉 庫	m ² ④ × 1.0 = m ² ④'
	その他の特定用途	m ² ⑤ × 1.0 = m ² ⑤'
非特定部分	学 校 等	m ² ⑥ × 0.6 = m ² ⑥'
	特 殊 機 械 室 等	m ² ⑦ × 1.0 = m ² ⑦'
	その他の非特定用途	m ² ⑨ × 1.0 = m ² ⑨'

(イ) 原単位による算定

各用途ごとに床面積を原単位で割り、それらを合計します。

用 途		附置義務駐車場の台数(台)
特定部分	事 務 所	$m^2 \textcircled{1}' \text{ or } \textcircled{1}'' \div 200 m^2/\text{台} =$
	百貨店その他店舗	$m^2 \textcircled{2} \text{ or } \textcircled{2}' \div 250 m^2/\text{台} =$
	ホテル、旅館	$m^2 \textcircled{3} \text{ or } \textcircled{3}' \div 250 m^2/\text{台} =$
	倉 庫	$m^2 \textcircled{4} \text{ or } \textcircled{4}' \div 250 m^2/\text{台} =$
	その他の特定用途	$m^2 \textcircled{5} \text{ or } \textcircled{5}' \div 250 m^2/\text{台} =$
非特定部分	学 校 等	$m^2 \textcircled{6} \text{ or } \textcircled{6}' \div 450 m^2/\text{台} =$
	特殊機械室等	$m^2 \textcircled{7} \text{ or } \textcircled{7}' \div 900 m^2/\text{台} =$ (5を超える場合は5とします。)
	その他の非特定用途	$m^2 \textcircled{9} \text{ or } \textcircled{9}' \div 450 m^2/\text{台} =$
合 計		$\textcircled{13}$

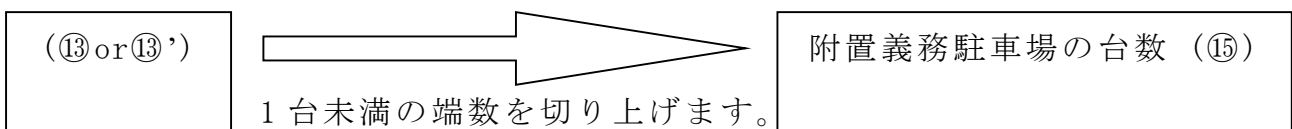
(ウ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合は、上記で求めた台数に緩和率を乗じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500 m^2 \times (6,000 m^2 - \textcircled{11})}{6,000 m^2 \times \textcircled{12} - 1,500 m^2 \times \textcircled{11}} = \boxed{\textcircled{14}}$$

$$\boxed{\textcircled{13}} \text{ 台} \times \boxed{\textcircled{14}} = \boxed{\textcircled{13}'}$$

(エ) 小数点以下の切上げ



ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

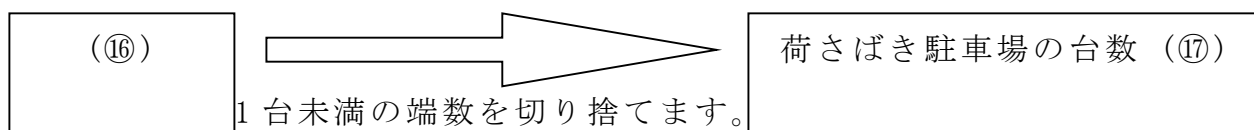
(ア) 原単位による算定

荷さばき駐車場の台数の算定には、逓減する前の床面積を用います。

また、建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合でも、緩和率は乗じません。

用 途		荷さばき駐車場の台数(台)
特定部分	事 務 所	㎡① ÷ 10,000㎡/台 =
	百貨店その他店舗	㎡② ÷ 5,000㎡/台 =
	ホテル、旅館	㎡③ ÷ 10,000㎡/台 =
	倉 庫	㎡④ ÷ 2,500㎡/台 =
	その他の特定用途	㎡⑤ ÷ 10,000㎡/台 =
合 計		⑩ (10を超える場合は10とします。)

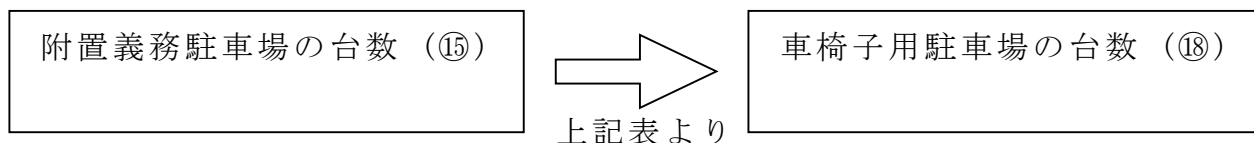
(イ) 小数点以下の切捨て



エ 車椅子用駐車場の台数の算定

車椅子用駐車場は、附置義務駐車場の台数により算定します。

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
25台未満	0 台
25台以上 50台未満	1 台
50台以上 100台未満	2 台
100台以上	3 台



オ 一般車用駐車場の台数の算定

一般車用駐車場の台数は、附置義務駐車場の台数から荷さばき駐車場の台数と車椅子用駐車場の台数を減じた台数とします。

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{附置義務駐車場の台数 (15)}} \\
 - \quad \boxed{\text{荷さばき駐車場の台数 (17)}} \\
 \hline
 - \quad \boxed{\text{車椅子用駐車場の台数 (18)}} \\
 \hline
 = \quad \boxed{\text{一般車用駐車場の台数 (19)}}
 \end{array}$$

カ 各台数

上記の結果から、各台数は次のようになります。

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数(台)
一般車用駐車場(19)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	
荷さばき駐車場(17)	幅3、奥行き7.7、高さ3 幅4、奥行き6、高さ3	
車椅子用駐車場(18)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	
合 計 (15)	—	

ただし、共同住宅と店舗等の複合建築物の場合は、上記以外に中高層条例により共同住宅部分のために必要とされる駐車施設を設置する必要があります。

(2) 附置義務駐車場台数算定書の提出

駐車場調書を提出するときは、附置義務駐車場台数算定書(様式第4号)に附置義務駐車場の台数の算定根拠を記載して、駐車場調書に添付してください。

(様式第4号)

附置義務駐車場台数算定書

ア 条例適用の要件 (m²)

用 途		床 面 積	
特定部分	事 務 所	共用部分⑩を面積按分 した数値との合計	①
	百貨店その他店舗		②
	ホ テ ル、旅 館		③
	倉 庫		④
	その他の特定用途		⑤
非特定部分	学 校 等		⑥
	特 殊 機 械 室 等		⑦
	住宅、共同住宅、 義務教育の学校等		⑧
	その他の非特定用途		⑨
共 用 部 分		⑩	—
合 計			⑪

特定用途(①～⑤) + 非特定用途(⑥～⑨) × 3 / 4 = ⑫

⑫が1,500m²以下であれば、附置義務駐車場は必要ありません。

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(7) 床面積の遡減

a 事務所が1万m²を超える部分 (m²)

事務所部分の床面積	床 面 積
10,000m ² 以下の部分	① × 1.0 =
10,000m ² を超え 50,000m ² 以下の部分	① × 0.7 =
50,000m ² を超え100,000m ² 以下の部分	① × 0.6 =
100,000m ² を超える部分	① × 0.5 =
合 計	①'

b 指定地区内の事務所、ホテル、各種学校等 (m²)

用 途		床 面 積	
特定部分	事 務 所	①' × 0.6 =	①''
	百貨店その他店舗	② × 1.0 =	②'
	ホ テ ル、旅 館	③ × 0.6 =	③'
	倉 庫	④ × 1.0 =	④'
	その他の特定用途	⑤ × 1.0 =	⑤'
非特定部分	学 校 等	⑥ × 0.6 =	⑥'
	特 殊 機 械 室 等	⑦ × 1.0 =	⑦'
	その他の非特定用途	⑨ × 1.0 =	⑨'

(i) 原単位による算定 (台)

用 途		附置義務駐車場の台数	
特定部分	事 務 所	①' or ①'' ÷ 200 =	
	百貨店その他店舗	② or ②' ÷ 250 =	
	ホ テ ル、旅 館	③ or ③' ÷ 250 =	
	倉 庫	④ or ④' ÷ 250 =	
	その他の特定用途	⑤ or ⑤' ÷ 250 =	
非特定部分	学 校 等	⑥ or ⑥' ÷ 450 =	
	特 殊 機 械 室 等	⑦ or ⑦' ÷ 900 =	
	その他の非特定用途	⑨ or ⑨' ÷ 450 =	(5を超える場合は5とします。)
合 計			⑬

(ウ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500 \times (6,000 - \text{⑪})}{6,000 \times \text{⑫} - 1,500 \times \text{⑪}} = \text{⑬}$$

$$\text{⑬} \times \text{⑭} = \text{⑬'}$$

(エ) 小数点以下を切上げ



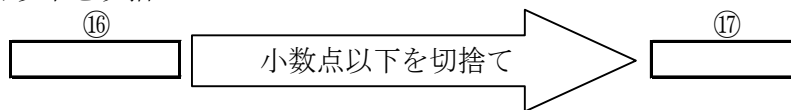
ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

(台)

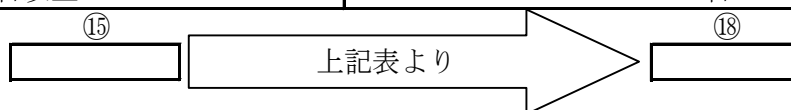
用途	荷さばき駐車場の台数
特定部分	
事務所	① ÷ 10,000 =
百貨店その他店舗	② ÷ 5,000 =
ホテル、旅館	③ ÷ 10,000 =
倉庫	④ ÷ 2,500 =
その他の特定用途	⑤ ÷ 10,000 =
合計	(10を超える場合は10とします。) ⑯

(イ) 小数点以下を切捨て



エ 車いす用駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数	車いす用駐車場の台数
25台未満	0 台
25台以上 50台未満	1 台
50台以上 100台未満	2 台
100台以上	3 台



オ 一般車用駐車場の台数の算定

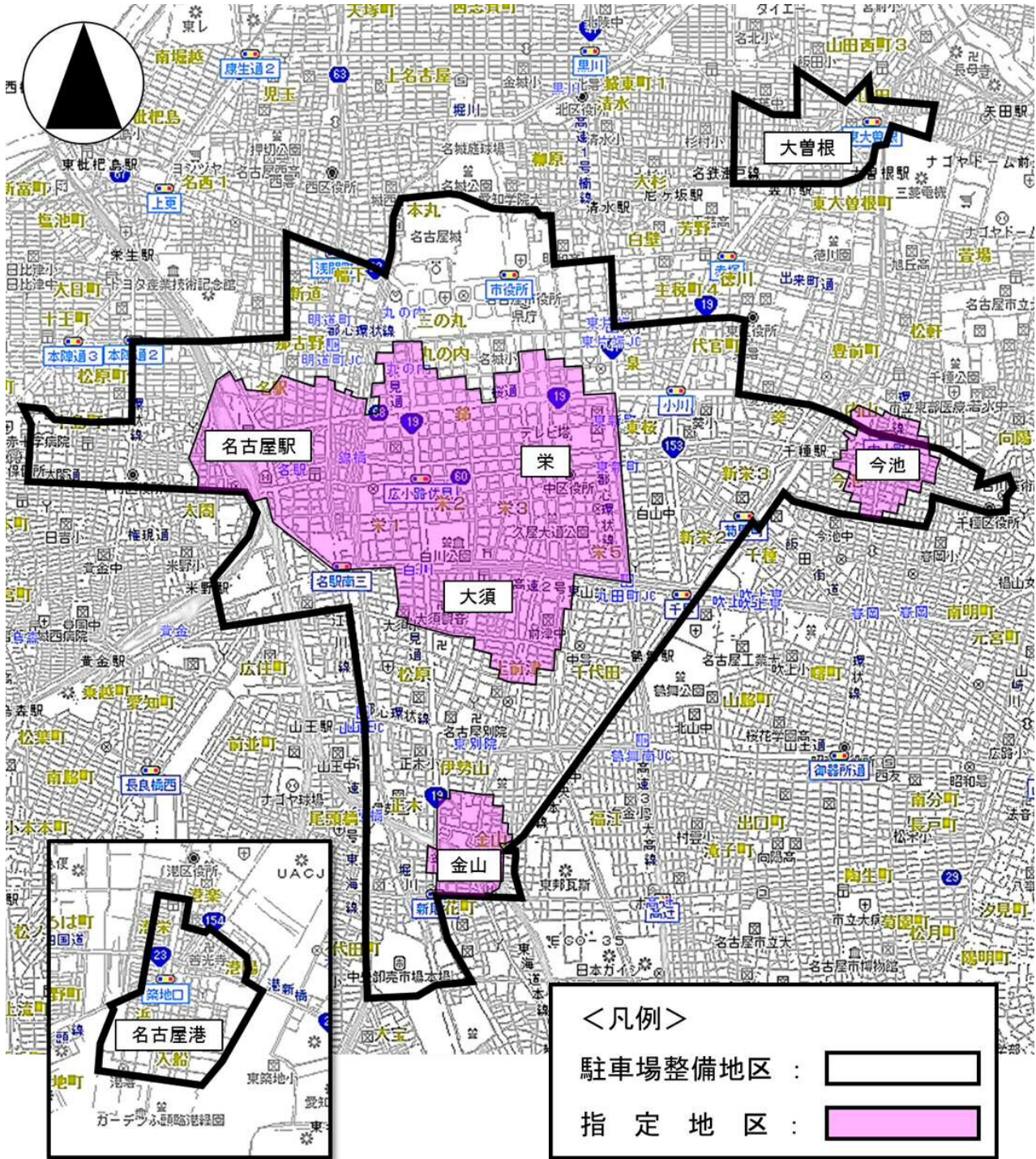
$$\text{⑮} - \text{⑰} - \text{⑱} = \text{⑲}$$

カ 各台数

種別	駐車施設の規模(m)	台数(台)
一般車用駐車場(⑲)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	
荷さばき駐車場(⑰)	幅3、奥行き7.7、高さ3	
	幅4、奥行き6、高さ3	
車いす用駐車場(⑱)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	
合計(⑮)	-	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(参考) 指定地区



8 算定例

平成元年9月30日に着手した事務所の用に供する建築物に事務所を増築する場合

敷地：商業地域内

建築物：増築前・・・12,000 m²

増築・・・8,000 m²

増築後・・・20,000 m²

現状で設置されている駐車施設

：40台分（一般車用39台、車椅子用1台）

まずは、

- (1) 当時の基準で増築前の建築物を新築した場合の台数、
- (2) 現在の基準で増築前の建築物を新築した場合の台数及び
- (3) 現在の基準で増築後の建築物を新築した場合の台数を算定します。

それから、

- (4) 増築後の附置義務駐車場の台数
- (5) 増築後の荷さばき駐車場の台数、
- (6) 増築後の車椅子用駐車場の台数及び
- (7) 増築後の一般車用駐車場の台数を算定します。

- (1) 当時の基準で増築前の建築物を新築した場合の台数

ア 条例適用の要件

用途	床面積
義務教育の学校を除く全ての部分	12,000 m ² ①
特定部分 （事務所、店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、百貨店、キャバレー、舞踏場、遊技場、ホテル、旅館、料理店、放送用スタジオ、待合、カフェー、ナイトクラブ、バー、体育館、病院、卸売市場、倉庫、工場） ※昭和46年10月16日よりボーリング場追加	12,000 m ² ②

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

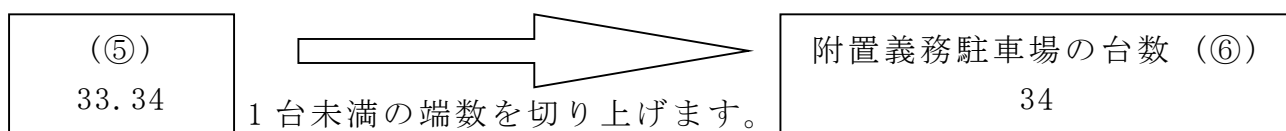
(台)

地域・地区	用途	附置義務駐車場の台数(台)
駐車場整備 地区又は商 業地域	義務教育の学校を除く 全ての部分	$(12,000 \text{ m}^2 \text{ ①} - 3,000) \div 300 \text{ m}^2 / \text{台} = 30$ ③
	特定部分	$(12,000 \text{ m}^2 \text{ ②} - 2,000) \div 300 \text{ m}^2 / \text{台} = 33.34$ ④
③と④の多い方		33.34 ⑤

(台)

地域・地区	用途	附置義務駐車場の台数(台)
周辺地区	特定部分	$(\text{ m}^2 \text{ ②} - 3,000) \div 300 \text{ m}^2 / \text{台} =$ ⑤

(イ) 小数点以下の切上げ



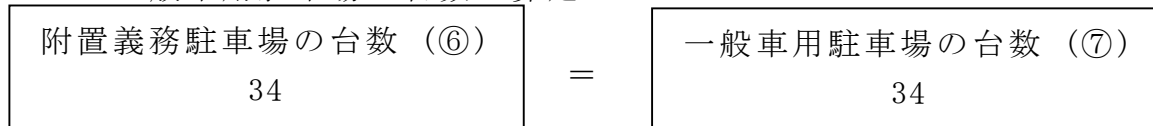
ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

エ 車椅子用駐車場の台数の算定

当時の基準にはないので考慮しません。

オ 一般車用駐車場の台数の算定



カ 台数

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数 (台)
一般車用駐車場(⑦)	幅2.5、奥行き6	34

(2) 現在の基準で増築前の建築物を新築した場合の台数

ア 条例適用の要件

用途		床面積	
特定部分	事務所	12,000㎡ ①	
	劇場等	百貨店その他の店舗	㎡ ②
		上記以外	㎡ ③
	その他の特定用途	倉庫	㎡ ④
		上記以外	㎡ ⑤
非特定部分	特殊機械室等	㎡ ⑥	
	住宅、共同住宅、義務教育の学校等	㎡ ⑦	
	その他の非特定用途	㎡ ⑧	
合計		㎡ ⑨	

特定部分(①～⑤) 12,000㎡	+	非特定部分(⑥～⑨) ㎡	× 3/4 =	12,000㎡ ⑩
----------------------	---	-----------------	---------	-----------

> 1,500㎡

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 床面積の逓減（事務所が1万㎡を超える部分）

事務所部分の床面積	算定に用いる事務所部分の床面積
10,000㎡以下の部分	10,000㎡① × 1.0 = 10,000㎡
10,000㎡を超え 50,000㎡以下の部分	2,000㎡① × 0.7 = 1,400㎡
50,000㎡を超え100,000㎡以下の部分	㎡① × 0.6 = ㎡
100,000㎡を超える部分	㎡① × 0.5 = ㎡
合計	11,400㎡ ①'

(イ) 原単位による算定

用途		附置義務台数の算定	
特定部分	事務所	11,400㎡①' ÷ 500 = 22.80	
	劇場等	百貨店その他の店舗	㎡② ÷ 350 =
		上記以外	㎡③ ÷ 350 =
	その他の特定用途	倉庫	㎡④ ÷ 650 =
		上記以外	㎡⑤ ÷ 650 =
非特定部分	特殊機械室等	㎡⑥ ÷ 350 = (5を超える場合は5とします。)	
	その他の非特定用途	㎡⑧ ÷ 350 =	
合計		22.80 ⑪	

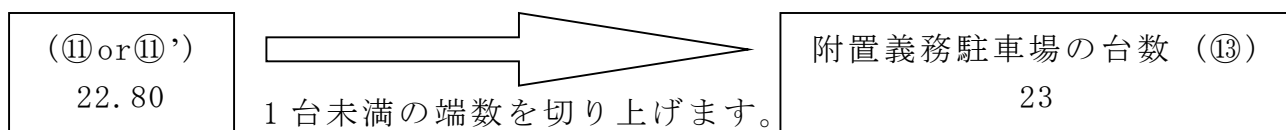
(ウ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合は、上記で求めた台数に緩和率を乗じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{㉑})}{6,000\text{㎡} \times \text{㉒} - 1,500\text{㎡} \times \text{㉑}} = \boxed{\text{㉓}}$$

$$\boxed{\text{㉑}} \text{ 台} \times \boxed{\text{㉓}} = \boxed{\text{㉑}'}$$

(エ) 小数点以下の切上げ

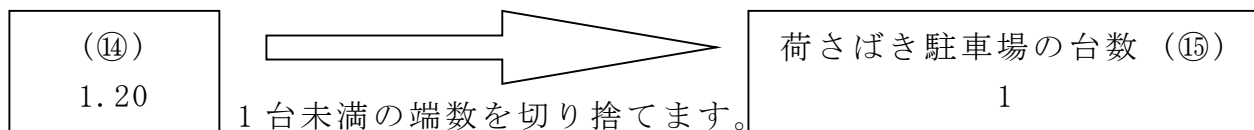


ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

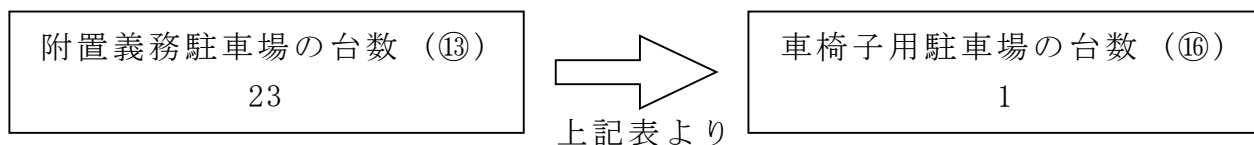
用途		附置義務台数の算定	
特定部分	事務所	12,000㎡① ÷ 10,000 = 1.20	
	劇場等	百貨店その他の店舗	㎡② ÷ 5,000 =
		上記以外	㎡③ ÷ 10,000 =
	その他の特定用途	倉庫	㎡④ ÷ 2,500 =
		上記以外	㎡⑤ ÷ 10,000 =
合計		1.20 ⑭ (10を超える場合は10とします。)	

(イ) 小数点以下の切捨て



エ 車椅子用駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
15台未満	0 台
15台以上 30台未満	1 台
30台以上 50台未満	2 台
50台以上	3 台



オ 一般車用駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数 (⑬) 23	-	荷さばき駐車場の台数 (⑮) 1		
-		車椅子用駐車場の台数 (⑯) 1	=	一般車用駐車場の台数 (⑰) 21

カ 各台数

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数(台)
一般車用駐車場(⑰)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	21
荷さばき駐車場(⑮)	幅3、奥行き7.7、高さ3 幅4、奥行き6、高さ3	1
車椅子用駐車場(⑯)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	1
合 計 (⑬)	-	23

(3) 現在の基準で増築後の建築物を新築した場合の台数

ア 条例適用の要件

用途		床面積	
特定部分	事務所	20,000㎡ ①	
	劇場等	百貨店その他の店舗	㎡ ②
		上記以外	㎡ ③
	その他の特定用途	倉庫	㎡ ④
		上記以外	㎡ ⑤
非特定部分	特殊機械室等	㎡ ⑥	
	住宅、共同住宅、義務教育の学校等	㎡ ⑦	
	その他の非特定用途	㎡ ⑧	
合計		㎡ ⑨	

特定部分(①～⑤) 20,000㎡	+	非特定部分(⑥～⑨) ㎡		× 3/4 =	20,000㎡ ⑩
----------------------	---	-----------------	--	---------	-----------

> 1,500㎡

イ 附置義務駐車場の台数の算定

(ア) 床面積の逓減（事務所が1万㎡を超える部分）

事務所部分の床面積	算定に用いる事務所部分の床面積
10,000㎡以下の部分	$10,000\text{㎡} \textcircled{1} \times 1.0 = 10,000\text{㎡}$
10,000㎡を超え 50,000㎡以下の部分	$10,000\text{㎡} \textcircled{1} \times 0.7 = 7,000\text{㎡}$
50,000㎡を超え100,000㎡以下の部分	$\text{㎡} \textcircled{1} \times 0.6 = \text{㎡}$
100,000㎡を超える部分	$\text{㎡} \textcircled{1} \times 0.5 = \text{㎡}$
合計	$17,000\text{㎡} \textcircled{1}'$

(イ) 原単位による算定

用途		附置義務台数の算定	
特定部分	事務所	$17,000\text{㎡} \textcircled{1}' \div 500 = 34.00$	
	劇場等	百貨店その他の店舗	$\text{㎡} \textcircled{2} \div 350 =$
		上記以外	$\text{㎡} \textcircled{3} \div 350 =$
	その他の特定用途	倉庫	$\text{㎡} \textcircled{4} \div 650 =$
		上記以外	$\text{㎡} \textcircled{5} \div 650 =$
非特定部分	特殊機械室等	$\text{㎡} \textcircled{6} \div 350 =$ (5を超える場合は5とします。)	
	その他の非特定用途	$\text{㎡} \textcircled{8} \div 350 =$	
合計		$34.00 \textcircled{11}$	

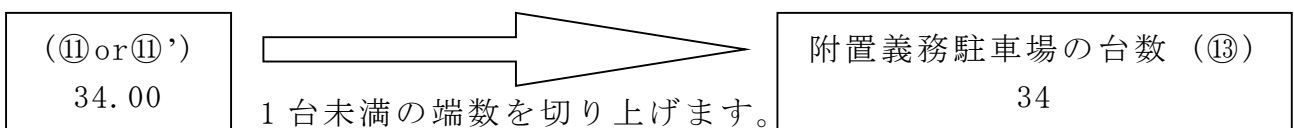
(ウ) 建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合

建築物の延べ面積が6,000㎡未満の場合は、上記で求めた台数に緩和率を乗じます。

$$\text{緩和率} = 1 - \frac{1,500\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \textcircled{9})}{6,000\text{㎡} \times \textcircled{10} - 1,500\text{㎡} \times \textcircled{9}} = \boxed{\textcircled{12}}$$

$$\boxed{\textcircled{11}} \text{ 台} \times \boxed{\textcircled{12}} = \boxed{\textcircled{11}'}$$

(エ) 小数点以下の切上げ

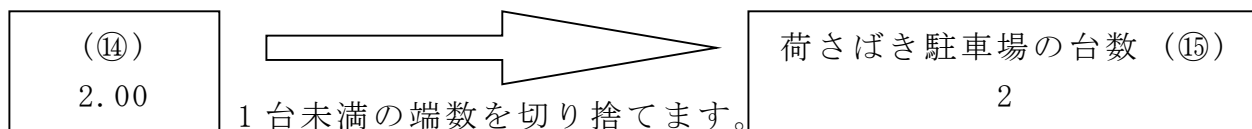


ウ 荷さばき駐車場の台数の算定

(ア) 原単位による算定

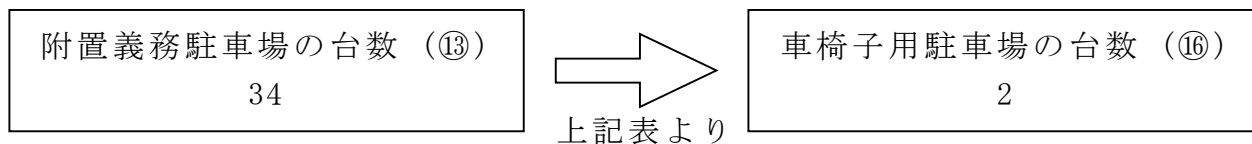
用途		附置義務台数の算定	
特定部分	事務所	$20,000\text{m}^2\text{①} \div 10,000 = 2.00$	
	劇場等	百貨店その他の店舗	$\text{m}^2\text{②} \div 5,000 =$
		上記以外	$\text{m}^2\text{③} \div 10,000 =$
	その他の 特定用途	倉庫	$\text{m}^2\text{④} \div 2,500 =$
		上記以外	$\text{m}^2\text{⑤} \div 10,000 =$
合計		2.00 ⑭ (10を超える場合は10とします。)	

(イ) 小数点以下の切捨て

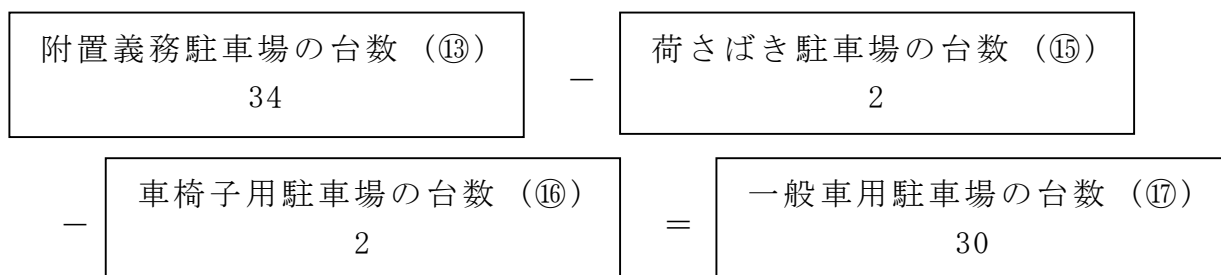


エ 車椅子用駐車場の台数の算定

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
15台未満	0台
15台以上 30台未満	1台
30台以上 50台未満	2台
50台以上	3台



オ 一般車用駐車場の台数の算定



カ 各台数

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数(台)
一般車用駐車場(⑰)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	30
荷さばき駐車場(⑱)	幅3、奥行き7.7、高さ3 幅4、奥行き6、高さ3	2
車椅子用駐車場(⑮)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	2
合 計 (⑬)	—	34

(4) 増築後の附置義務駐車場の台数

ア 増築後の附置義務駐車場の台数

- ・ 当時の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数
： A = 34
- ・ 現在の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数
： B = 23
- ・ 現在の基準で増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数
： C = 34

イ AとC、 $A + (C - B)$ とCの比較

- ・ $A (= 34) = C (= 34)$ 、
- ・ $A + (C - B) (= 45) > C (= 34)$

であるため、附置義務台数台数としては34台で変わりません。

ただし、後述の荷さばき駐車場、車椅子用駐車場が不足している場合は、設置していただく必要があります。

増築後の附置義務駐車場の台数(①)

34

(5) 増築後の荷さばき駐車場の台数

ア 増築後の荷さばき駐車場の台数

- ・ 当時の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数
： $A = 0$
- ・ 現在の基準で増築又は用途の変更前の建築物を新築した場合の台数
： $B = 1$
- ・ 現在の基準で増築又は用途の変更後の建築物を新築した場合の台数
： $C = 2$
- ・ 新たに附置しなければならない台数： $C - B = 2 - 1 = 1$
- ・ 増築又は用途の変更後の台数
： $A + (C - B) = 0 + 1$

$$= \boxed{\begin{array}{l} \text{増築後の荷さばき駐車場の台数(②)} \\ 1 \end{array}}$$

イ 新たに附置する必要がある荷さばき駐車場の台数

新たに附置する必要がある荷さばき駐車場の台数は、増築後の荷さばき駐車場の台数から現在設置されている荷さばき駐車場の台数を減じます。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{増築後の荷さばき駐車場の台数(②)} \\ 1 \end{array}}$$

$$- \boxed{\begin{array}{l} \text{現在設置されている荷さばき駐車場の台数} \\ 0 \end{array}}$$

$$= \boxed{\begin{array}{l} \text{新たに附置する必要がある荷さばき駐車場の台数(③)} \\ 1 \end{array}}$$

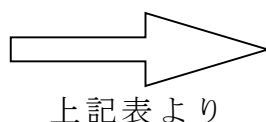
(6) 増築後の車椅子用駐車場の台数

ア 増築後の車椅子用駐車場の台数

増築後の車椅子用駐車場の台数は、増築後の附置義務駐車場の台数より算定します。

附置義務駐車場の台数	車椅子用駐車場の台数
15台未満	0 台
15台以上 30台未満	1 台
30台以上 50台未満	2 台
50台以上	3 台

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{増築後の附置義務駐車場の台数(①)} \\ 34 \end{array}}$$



$$\boxed{\begin{array}{l} \text{増築後の車椅子用駐車場の台数(④)} \\ 2 \end{array}}$$

イ 新たに附置する必要のある車椅子用駐車場の台数

新たに附置する必要のある車椅子用駐車場の台数は、増築後の車椅子駐車場の台数から現在設置されている車椅子用駐車場の台数を減じます。

	増築後の車椅子用駐車場の台数(④)	
	2	
－	現在設置されている車椅子用駐車場の台数	
	1	
=	新たに附置する必要のある車椅子用駐車場の台数(⑤)	
	1	

(7) 増築後の一般車用駐車場の台数

ア 増築後の一般車用駐車場の台数

増築後の一般車用駐車場の台数は、増築後の附置義務駐車場の台数から増築後の荷さばき駐車場の台数と増築後の車椅子用駐車場の台数を減じた台数とします。

	増築後の附置義務駐車場の台数(①)	
	34	
－	増築後の荷さばき駐車場の台数(②)	
	1	
－	増築後の車椅子用駐車場の台数(④)	
	2	
=	増築後の一般車用駐車場の台数(⑥)	
	31	

イ 新たに附置する必要のある一般車用駐車場の台数

新たに附置する必要のある一般車用駐車場の台数は、増築後の一般車用駐車場の台数から現在設置されている一般車用駐車場の台数を減じます。

増築後の一般車用 駐車場の台数(⑥)	<	現在設置されている 一般車用駐車場の台数
31		39

今回の場合は、新たに附置する必要はありません。

(8) 増築における新たに附置する必要のある各台数

種 別	駐車施設の規模(m)	台 数(台)
一般車用駐車場(⑦)	幅2.3、奥行き5、高さ2.1	新たな附置は不要
荷さばき駐車場(③)	幅3、奥行き7.7、高さ3 幅4、奥行き6、高さ3	1
車椅子用駐車場(⑤)	幅3.5、奥行き6、高さ2.1	1

今回の例では、荷さばき駐車場1台、車椅子用駐車場1台を新たに附置していただく必要がありますが、一般車用駐車場については、附置義務31台に対して39台設置されていますので、8台分減らすことも可能です。